



## 職員の懲戒処分について

令和3年9月30日付で行った懲戒処分について、報告します。

### 1. 対象職員

消防局長 (57歳) 男性

### 2. 処分内容

減給3か月

### 3. 処分事由

地方公務員法第29条第1項第2号

(職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合)

地方公務員法第30条

(職務に専念する義務違反)

### 4. 処分日

令和3年9月30日

### 5. 事件の概要

令和3年8月31日、松戸市長宛て匿名の投書があり、その概要は消防局長が勤務時間中に職務を離脱して、職務を怠っているというものであった。

これを受け、当該職員に対し聞き取りを実施した結果、昨年10月頃から勤務時間中にもかかわらず、知人からの相談を受けるために、多いときで週3回程度、1回当たり3分から10分程度、職務を離脱していたことが発覚した。また、相談を受けていた中で、知人を落ち着かせるためにハグをしていたこともあった。

当該職員からは、消防局長として自覚に欠けた行動を取ったこと及び市民や職員からの信頼を失ったことの責任を取り、退職願の提出があり、本日付けて退職することとなった。



## 6. その他

人事院の懲戒処分の方針（抜粋）

Ⅰ 一般サービス関係

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営の支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

## 7. 今後の対策について

- ・市長部局から消防局に課長相当職を派遣し、コンプライアンス強化を図る。
- ・本日、職員に対し、副市長名による「綱紀粛正とサービス規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

## 8. 市長のコメント

消防局長という組織のトップである職員が、度々職務を離脱し、職務を怠ったことにより、市民の皆様の信頼を損ねましたことは、誠に遺憾であり、心から深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、綱紀粛正の更なる徹底と、サービス規律の確保に引き続き取り組んで参ります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-7306 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp